

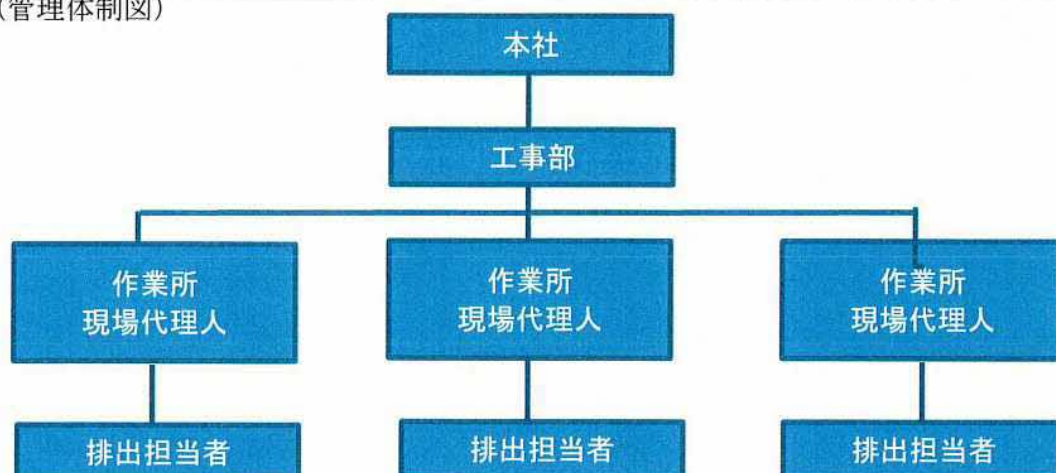
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 8月 5日	
(あて先) 豊中市長 様	
提出者 住 所 豊中市能野町4丁目23番18号 氏 名 光耀建設株式会社 代表取締役 石川 栄一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6846-3713	
受 付 令 -6.8.-5 豊環環 号 豊中市	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	光耀建設株式会社 豊中市管轄内事業所
事業場の所在地	豊中市管轄区域内
計画期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	72,922万円
③従業員数	10名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	がれき類 コンクリート破片 アスコン破片
	排 出 量	1221 t	705.93 t
	（これまでに実施した取組）排出した産業廃棄物は、再資源化施設へ持ち込み埋め戻し材、再生合材に再生し使用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	がれき類 コンクリート破片 アスコン破片
	排 出 量	1200 t	550 t
	（今後実施する予定の取組）アスコン破片、がれき類等は再生資源化施設へ持ち込み再生材として再利用する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） アスコン、がれき類（コンクリート破片等）陶磁器くずは今までと同様に再資源化施設の取扱品目に合わせ分別し持ち込む。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記品目の分別と同様に廃プラスチック等再資源化出来る品目について分別する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	廃プラスチック	陶磁器くず	汚泥
7.29 t	0 t	0 t	141.48 t

②計画

木くず	廃プラスチック	陶磁器くず	
1 t	2 t	5 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	がれき類 コンクリート破片 アスコン破片
	全 処 理 委 託 量	1221 t	705.93 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1221 t	705.93 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	t	t
(これまでに実施した取組) 再資源化施設を選定し処理施設を確認の上委託契約をしている。			

(第4面) -2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	廃プラスチック	陶磁器くず	汚泥
7.29 t	0 t	0 t	141.48 t
t	t	t	t
0 t	0 t	7.9 ⁰ t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	がれき類 コンクリート破片 アスコン破片
	全 処 理 委 託 量	1200 t	550 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1500 ¹²⁰⁰ t	1500 ⁵⁵⁰ t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の分別などを行い排出する品目に応じ可能な限り優良認定 処理業者に委託するようにします。		
※事務処理欄			

②計画

木くず	廃プラスチック	陶磁器くず	
1 t	2 t	5 t	t
t	t	t	t
1 t	2 t	5 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。